

村 議 会

令和7年
9月定例会



丹波山 議会だより

9月定例会 …………… 1～5ページ
 令和6年度決算認定 …………… 6～8ページ
 9月一般質問 …………… 9～14ページ
 12月定例会 …………… 15～16ページ

Topics

指標名	内 容	健全化判断比率		早期健全化基準
		前年度	今年度	
実質赤字比率	一般会計が赤字の場合の赤字の割合の比率(赤字でない場合「-」)	-	-	15.00
連結実質赤字比率	全ての会計が赤字の場合の赤字の割合の比率(赤字でない場合「-」)	-	-	20.00
実質公債費比率	村の一般会計などから支出する元利償還金などの比率(数値が低いほど財政が健全)	9.3	10.5	25.00
将来負担比率	村の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の比率(赤字でない場合「-」)	-	-	350.0

令和6年度一般会計及び特別会計の決算は認定、公営企業会計は不認定！

9月定例会は9月10日に開会し、12日に閉会しました。審議した案件は報告3件、条例等3件、補正予算4件、令和6年度一般会計及び特別会計決算認定9件、人事1件の合計20件が、原案のとおり可決され、令和6年度公営企業会計決算認定2件が不認定とされました。審議内容を要約してお伝えいたします。

■令和6年度決算に基づく丹波山村健全化判断比率、資金不足比率の状況報告

健全化判断比率の4指標及び公営企業会計の資金不足比率については、いずれも早期に財政の改善に取り組まなければならぬとされる判断基準を下回っています。質疑応答ありません。

■丹波山村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

投票管理者、開票管理者、選挙長等の報酬額を、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項の報酬額とするための

条例改正です。質疑応答ありません。

■令和7年度丹波山村一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認

定額減税補正給付金事業の補正です。

質疑応答

広瀬直照 当事業の対象要件と、対象予定者を伺います。

総務課長 令和6年度実施した定額減税4万円、所得税3万円、住民税1万円に対して、減税しきれていない、例えば、昨年度の確定申告で所得税が1万円、住民税が5千円の場合に4万円本人に返すべきものが、1万5千円しか返せない方が、残りの2万5千円を、この事業で返還するため計上しました。当村の対象者は現在約60名見込んでおり、対象者には通知を配布済みです。

広瀬直照 申請方法、給付する方法等どのように実施する予定か伺います。

総務課長 対象と思われる方には通知を配布し、申請書類等に記入し提出いただいた方は、申請書に記入されている

指定の口座へ振り込む流れで実施します。

■丹波山村職員給与条例の一部を改正する条例

6月定例会における丹波山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を受けて、フレックスタイム制の導入に関する条項を改めるための条例改正です。質疑応答ありません。

■丹波山村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

労働基準法の条項と整合を図るための条例改正です。質疑応答ありません。

■丹波山村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

最低賃金法に定める山梨県の地域別最低賃金が令和7年10月以降に変更されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬についての対応を図るための条例改正です。質疑応答ありません。

■令和7年度丹波山村一般会計補正予算(第5回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,857万8千円を追加し、総額を19億8,583万7千円とするものです。

質疑応答

広瀬直照 入所、入学祝金の具体的な事業内容を伺います。

総務課長 保育所の入所に対しては1人1万円、5名分を、小学校の入学は1人1万円、3名分を、中学校の入学は1人1万円、1名分を見込みそれぞれ予算計上しています。

酒井隆幸 過疎対策事業債が保育所の施設の増築が100万円、農村公園の芝生化で200万円、展望台で160万円

の減となりますが、減額した要因と、減額される事業は実施するのかわかります。

総務課長 県に要望をしていた金額を予算計上していましたが、県と財務事務所とのヒアリングの中で、県内でも過疎対策事業債の利用率が多いということ、丹波山村だけ

でなく、全県的に減額されています。また、減額された事業については、計画通り進めていきます。

酒井隆幸 減額されたことにより、村費が増えますが、それぞれ事業の村費分を伺います。

総務課長 減額分に要した事業費は村費になってしまおうと思います。

村長 補足します。過疎債等は当初の時点でお願ひする中で、大枠で事業費を計上しています。ただ、今後、設計等終えて、入札差金とか出た場合は事業費の中で出来ませし、補正等で余る他自治体が出てきた場合には、またその配分があるので、状況を考慮しながら陳情に行く予定です。

広瀬直照 ウィスキー関連事業、中央大学の事業等で委託料408万8千円計上されていますが、それぞれの予算の内訳と、事業内容を説明願います。

地域創造課長 中央大学の事業は、企業版ふるさと納税を活用した中央大学生の事業の一貫として行っており、負担

一般会計補正予算第5回の内訳

主な歳入 (単位:千円)

区分	補正額	主な内容	
地方交付税	△ 17,908	普通交付税 特別交付税	△ 18,733 825
国庫支出金	18,868	デジタル基盤改革支援補助金 地域観光魅力向上事業補助金 重要インフラ施設周辺森林整備事業補助金	12,518 5,000 1,350
県支出金	561	特産品開発市町村支援事業費補助金	494
繰入金	44,957	財政調整基金	
諸収入	3,400	花粉対策事業	2,600
村債	18,700	緊急自然災害防止対策事業債	20,000
計	68,578		

主な歳出 (単位:千円)

区分	補正額	主な内容	
議会費	570	村議会研修費用弁償等	
総務費	17,168	人件費 有線テレビ放送施設事業特別会計繰出金 自治会活動支援事業交付金 滞在拠点修繕費	3,242 2,275 4,000 2,000
民生費	8,327	人件費 国民健康保険特別会計(事業勘定)繰出金 障害者自立支援給付事業	4,803 1,024 2,000
衛生費	5,112	パッカー車修繕費	5,000
農林水産業費	5,351	花粉発生源重点区域緊急対策事業等	
商工費	6,660	イマーシブレストラン事業	6,000
土木費	20,534	道路凍上災害対策事業	17,500
消防費	3,560	Jアラート受信機更新	3,322
教育費	1,296	人件費等	
計	68,578		

金補助及び交付金から委託料へ52万円歳出科目を更正しました。ウィスキーの事業は、今、販売しているブレンド

は、舞茸の食品サンプルを作り、様々な物産展等の時の展示用として作製する予定のため、の事業費です。

酒井隆幸 ウィスキー関連の事業は、進行管理表に4月にピュアモルト617本製造して販売と記載がありました

が、ハイボール製造関連事業についても、製造予定時期と販売予定時期、歳入の見込金額を伺います。

地域創造課長 ウィスキーの発注予定時期は今議会で予算が通り次第、在庫が切れない

うちに発注を予定しています。歳入については、今回予算計上したウィスキーは、ふるさと納税返礼品と、村内の商店、道の駅での販売で、令和6年度実績ベースで約540万円を利益として見込んでいます。また、ハイボールの事業については、180万円を販売収入として見込んでいます。

酒井隆幸 特産品開発市町村支援事業は舞茸の食品サンプルの作製という認識でよろし

合、速やかに各地区に交付されると思いますが、先ほど言われた熊野神社の杉が、いつどうなるか分からない状況なので、氏子さんとも協議の上で早急に進められるよう、村のサポートも願います。

総務課長 区長さんから、口座の資料はもらっているのですが、今議会で可決され次第、早速振り込み、その後は地区と氏子さんとの話し合いを進めていただきたいと思います。

広瀬直照 花粉発生源重点区域緊急対策事業の事業内容と、この事業の財源を伺います。

振興課長 森林の多面的な機能の維持増進のための林相転換が必要な人工林のうち、花粉発生源となる杉を主体とする人工林であって、自助努力では、伐採・植替えが進まない森林について村の森林所有者との協定に基づいて実施する一貫作業を支援するという事業です。施業内容としては、伐倒、搬出、集積、地拵え、植栽等の一連の作業で行います。収入としては雑入に、260万円を見込んでいます。

この事業は350万円の予算で実施する予定です。

広瀬直照 今の説明で施業場所の回答が無かったので施業場所を伺いたいのと、予算書には535万1千円とあるため、350万が花粉発生源重点区域緊急対策事業であれば、残りの180万円の事業内容を伺います。

振興課長 施業場所は林道大指線の道路沿いの森林を予定しています。残りの事業については、重要インフラ施設周辺森林整備事業として150万円、道路や送電線等の重要インフラ施設周辺の森林を整備し、土砂崩れや倒木を防ぎ、施設の機能停止を未然に防ぐことを目的としている事業です。もう一つが森林整備センターの分収林整備事業として35万円1千円計上し、歳入予算の雑入にも35万円計上しています。

広瀬直照 全員協議会で施業場所が民有地と回答がありましたが、対象地の選定基準を伺います。

振興課長 花粉発生源緊急対策事業については、杉の人工林の植え替えということで、伐採した材の搬出も必要とい

うことが条件になりますので、林道大指線のところを対象地として選定しました。

議長 広瀬議員は選定基準の有無を質問していると思いますがお答えください。

振興課長 杉の人工林になることと、搬出が必要なため道路沿いの場所が選定基準です。

広瀬直照 最終的に対象地を選定したのは、どのような決定を誰がしましたか。

振興課長 選定は振興課で決定をしました。本事業については、杉の人工林が対象となっているため、対象地は限られています。対象地域は4地域です。最初の施業地として、林道大指線の区域を選定しました。施業地の選定基準については、作業工程の効率化を図るため、林道に近い区域から進めるのが効果的というところで、候補地を選定しています。

広瀬直照 杉の人工林を基にして作業工程を考えた上で、当該地に決定したとのことですが、それを決定した方を伺います。

村長 通常林道の上から施業することは考えられないの

で、林道近くの下から順に施業して、効率良く実施する意味で決定は村がします。

酒井隆幸 同じ箇所では花粉発生源重点区域緊急対策事業について、対象地の施業面積と伐倒する本数を伺います。もう一点、花粉が少ないスギへの転用とのことですが、スギ以外の樹種は植えることが可能なのかも伺います。

振興課長 今回施業候補地として選んだエリアは1.12ヘクタール。現在の植林本数は約800本程度で植栽する本数は約2,000本を見込んでいます。本事業の施業条件としては、杉以外の樹種への転換も可能です。例えばミズナラなどの広葉樹への転換も可能となります。ただし今回は、村で本事業を実施するのは初めてであり、樹種転換による定着率低下の恐れを考慮し、少しでも定着率が高いと推察され、花粉の少ない杉に転換を計画しています。

酒井隆幸 針葉樹の方が定着率が良いことと、花粉が少ない理由から、今回2,000本の植林を全て杉にしたと思いますが、ぜひ、2,000

本ある内の1割でも良いので、広葉樹への転換の検討をお願いしたいのですが、いかがですか。

振興課長 今年度杉への植え替えをしてみても、来年度以降状況を見ながら検討します。

守屋旭 重要インフラ施設周辺森林整備事業の施業場所と選定基準を伺います。

振興課長 昨年度から同様に実施し、特に変更はありませんが、東京電力の電線や県道等のインフラとしての機能低下を未然に防ぐために実施しており、危険性がある箇所をインフラ施設管理者と協議検討の上、実施箇所を選定しています。本年度は、落滝及び小袖地区の計2ヶ所施業面積は合計2ヘクタールを見込んでいます。

酒井隆幸 パッカー車の修繕費について、現状どのような状態で今回500万円の修繕費を計上したのかと、この予算でしっかりと修理することが出来るのかを伺います。

住民生活課長 パッカー車が6月に車両部分の故障をして、現在メーカーに預けてい

ます。故障箇所の部品が現在まだ揃いません。そのために、完璧な修繕ができないままメーカーに預けていますが、その間レンタルのパッカー車を用いてゴミ収集して見積500万円を計上しました。部品が揃い次第、修繕完了で戻ってくる予定です。

酒井隆幸 完成時期は現時点で未定でしょうか。また、このパッカー車自体、使用年数が経過していると思います。耐用年数的に修繕をした後、問題ないのか伺います。

住民生活課長 部品が揃い次第修繕に入り、修繕が始まれば1〜2か月半程で完了する説明を受けていますが、修繕の途中で違う箇所に異常がないことが前提の完成時期です。耐用年数は、まだ使用可能と思いますが、丹波山村の場合は、平地で使用するゴミ収集車とは違い、耐用年数が短くなっているための様々な故障だと推察しています。パッカー車の性質上、本日発注して1〜2か月で納入できるものではなくて、現パッカー車も発注から約2年の歳月で導入していたことから、

金銭面を財政当局とも相談して、2年後を視野に入れながら、次のパッカー車の購入の検討を進めている最中です。

酒井隆幸 またいつ故障するかも分からないため、今のうちに財政の面も含め、仕様等の検討を進めてください。また、パッカー車の購入事業は、過疎対策事業債等活用できるのか伺います。

総務課長 パッカー車の購入については過疎債が使える話を聞いていますので、今後、新規に購入する場合は過疎債等活用していきたいと思えます。

酒井隆幸 イマージブレストラン事業費委託料600万円の事業内容を伺います。

地域創造課長 神社や公民館等、村の独特の資源を活用しながら、参加者が架空の物語に登場人物として参加し、加えてレストランで地元の食材を使った食事も取り入れることで、没入型観光体験を参加者に味わってもらおう事業です。

酒井隆幸 レストランを加えたマードーミステリーと理解しましたが、令和7年度の実

施時期と実施回数を伺います。

地域創造課長 令和7年度実施時期は12月までに決定する予定です。事業開始予定時期は、2月から合計約6回、参加人数200人ぐらいを目標に予定しています。

酒井隆幸 2月からの実施となると、村の食材的に限られる時期だと思うので、食材を考慮しつつ春先からとかの実施が私は良いと思うので検討してください。

地域創造課長 当村では食材に限られる時期とは思いますが、冬の閑散期に実施することによって、村内飲食店や商店の稼働が増えると思えます。今回の実施目的は、地域循環で地域活性化に繋がることを考えているため、冬の閑散期に実施を予定しています。

令和7年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定第1回)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万4千円を追加し、総額を1億3,424万4千円とするものです。

職員共済組合負担金の補正です。

質疑応答ありません。

令和7年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計補正予算(第1回)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万5千円を追加し、総額を781万4千円とするものです。

有線テレビ配線移設費の補正です。
質疑応答ありません。

令和7年度丹波山村介護保険特別会計補正予算(第1回)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万8千円を追加し、総額を9,590万4千円とするものです。
介護給付費交付金等償還金の補正です。
質疑応答ありません。

令和6年度歳入歳出決算認定
一般会計及び特別会計9会計の歳入歳出決算は認定。
公営企業会計2会計の歳入歳出決算は不認定。
令和6年度決算における決算審査結果報告(全文)

決算審査特別委員会

委員長 広瀬直照

委員 酒井隆幸

委員 白木昭一

委員 嶋崎義人

決算審査報告(全文)

丹波山村固定資産評価審査委員会委員の選任
小池文夫さんが引き続き選任されました。

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

提出議員 酒井隆幸
提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

決算認定

令和6年度の決算がまとまり、村
監査委員による決算監査を経て9月
定例会に提出されました。

一般会計決算
歳入 16億9,359万円
歳出 16億4,664万8千円

一般会計の歳入総額は16億9,359万円
(令和5年度は15億2,441万7千円)、歳
出総額は16億4,664万8千円(令和5年
度は14億9,344万3千円)差引額は4,694
万2千円(令和5年度は3,097万円)で
した。

なお、令和7年度に繰り越される2,629
万8千円を差し引くと実質収支は2,064
万4千円です。

令和6年度決算における 決算審査結果報告

皆さんこんにちは、代表監
査委員の坂本五一です。

令和6年度決算における決
算審査結果の詳細に付きまし
ては、皆さんのお手元に配布
した資料の通りでございま
す。

本日は、決算審査結果の中
から、特に重要な事案につい
ての指摘事項を抜粋し、ご報
告いたします。

一般会計歳入決算状況の全
体について

●各種税、使用料等に関する 指摘事項(特別会計及び公営 企業会計も含む)

各種税や使用料等に係る滞

納者及び滞納額が、例年に比
べ非常に増加している。滞納
整理の未実施や徴収台帳の不
備が、主な原因として考えら
れる。今後、求められる対応
は、すべての会計において、
徴収台帳をきちんと整備する
ことは無論のこと、システム
のみで管理するのではなく、
課内での情報共有が確実な紙
ベースによる徴収台帳の管理
体制となるよう改善された
い。また、徴収月間を複数回
設け、計画的に滞納整理を実
施することを強く求める。さ
らに言わせてもらえば、担当
者だけに滞納整理を任せるの
ではなく、全庁上げて滞納整
理に取り組むよう求めると共
に滞納整理は単なる徴収では

なく、住民との信頼関係の再
構築であり、全庁一丸となっ
て、丁寧かつ計画的に取り組
む事を忘れてはならない。

●一般会計歳出決算状況の総 務費について

協力隊使用事務所使用に
ついて、全室の使用実績が
ないため、この施設の利活
用推進に向けた取組みとし
て、協力隊のみの限定使用
ではなく、集落支援員や地
域活性化起業者等の当村関
係者が幅広く使用できる管
理体制と運用上のルールを
早急に整備するよう努力さ
れたい。また、使用上のルー
ルについては、昨年の指摘
にもかかわらず、明文化さ
れていないことを確認した。

口頭での注意喚起では、情
報の共通認識に懸念が生じ
るためルール化の導入等、
適切な措置を講ずるよう改
善されたい。さらに、当該
施設の管理を村が担ってい
ることを踏まえ、施設内で
不測の事態の備えとして、
日報や施設使用簿等を整備
し、使用した足跡の把握に
ついて努力されたい。

●簡易水道事業会計について 使用料の徴収金額に関する

監査の過程で、担当者より意
図的に虚偽の資料が提示され
ました。状況を確認したとこ
ろ、決算書と徴収者リスト(根
拠資料)との間に金額の差異
が存在し、その原因を説明で
きなかつたため、金額の整合
性を取る目的で資料を改ざん
したことが判明した。このよ
うな不正行為が二度と発生し
ないよう、早急に再発防止策
を講じることを強く求める。

も報告書をまとめ提出する
こと。

令和6年度の使用料滞納額
が22万2,420円であった
ことの説明を受けて、決算書
の未収金との関連を担当者に
対し、聴取したところ根拠資
料の提示や明確な説明が得ら
れず、決算書の未収金との整
合性について、精査すること
が出来ない状態にある。村当
局に対しては、決算書の未収
金との整合性について調査委
員会を立ち上げ、原因究明の
実施及び報告書の提出を強く
要求する。また、監査委員
会としては、地方自治法第
200条の2に基づき、監査
専門委員を置き原因究明への
調査体制を構築する。

または破損箇所があり、使用
料の徴収の未実施を確認し
た。公平性の観点から、今後
は全世帯を対象に水道メー
ターの設置状況及び破損箇所
の有無について確認し、正常
な徴収業務が実施できるよう
順次調査の上、水道メーター
の設置並びに修繕を計画的に
実施すること。また、実施計
画書及び実施報告書について
は、必ず提出するよう付け加
える。さらに、水道メーター
の未設置期間や破損期間を調
査し、水道使用料を算出した
上で、徴収を実施することは
もとより、調査結果について

●下水道事業会計について

令和6年度の使用料滞納額
70万4,700円についても
簡易水道事業会計と同様の指
摘をする。

令和6年度の滞納額の増額
についても同様の指摘をす
る。

●基金運用状況審査結果の指摘と意見

令和6年度末の一般会計基金残高は、約12億6千万円であった。

令和6年度は一時的な資金不足により、財政調整基金から1億3,400万円、公共施設整備基金から1億円、減債基金から1億円、庁舎整備基金から1,600万円、計

3億5千万円を支出に充当し、予算を執行した。最終の基金の取り崩しは、財政調整基金1,800万円、公共施設整備基金5,110万5千円、減債基金4,891万3千円、庁舎整備基金1,600万円の合計1億3,401万8千円で決算したことを確認した。歳出の抑制を進めるとともに補助事業等を取り入れることにより財源を確保し、基金の取り崩しについては、細心の注意を払いながら、計画的な運用に努めること。また、今後も予算編成に当たっては、決算額をベースに予算編成を行うことを基本とし、村の財政状況を見通した予算編成に努めること。

令和7年9月10日
代表監査委員 坂本 五一
監査委員 守屋 旭

決算審査特別委員会
審査報告書

私達、決算審査特別委員会は村民に負託され、議会議員に選出されたことを念頭に置き、公正、公平な審査を心掛けて予算執行の結果を確認、検証することで予算効果と行政効果を客観的に判断し、村長や会計管理者に対する事前統制と事前監視の役割を果たし、住民に対し実態を知らせ、理解と納得を得ることで財政民主化を徹底する意義を十分に理解した上で決算の審査に臨んだことを申し述べ、令和6年度決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和7年9月議会で村長から提出されました、議案第43号令和6年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から、議案第53号の令和6年度丹波山村下水道事業会計歳入歳出決算認定までの11会計の決算審査を、議長から指名された4人の委員が、9月11日に役場大会議室において決算審査を実施しました。

今回も昨年同様、委員が各課長への聞き取りを行う形で実施し、未納額、不用額、事業実施状況等、詳細な説明を受ける形で審査をした結果を各決算別に述べます。

非常に増加している。監査委員の指摘のとおり徴収台帳の不備などが、主な原因として考えられるため、徴収台帳整備を求めるとともに、課内で情報共有が確実な紙媒体による徴収台帳の管理体制となるよう改善を望む。また、収納事務の各業務工程に期限を決めた上、ルール定めてマニュアル化し、担当課長の管理下のもと滞納額の減少に努めること。

一般会計歳入歳出について

歳入

住宅の使用料は昨年度の指摘に対し、返済計画を作りながら処理されている。

滞納者及び滞納額が例年に比べ

●会計全体の指摘事項

各種税、使用料について、

令和6年度 一般会計決算概要

■歳入 (単位：円)

村税	38,097,392
地方譲与税	10,836,000
利子割交付金	23,000
配当割交付金	434,000
株式等譲渡所得割交付金	605,000
法人事業税交付金	1,251,000
地方消費税交付金	13,997,000
環境性能割交付金	704,000
地方特例交付金	1,941,000
地方交付税	911,228,000
分担金及び負担金	1,825,240
使用料及び手数料	17,022,454
国庫支出金	144,831,234
県支出金	36,048,152
財産収入	2,137,287
寄附金	114,614,271
繰入金	134,018,000
繰越金	30,973,527
諸収入	135,293,958
村債	97,709,000
歳入合計	1,693,589,515

■歳出 (単位：円)

議会費	22,604,798
総務費	652,489,605
民生費	194,381,094
衛生費	73,381,372
農林水産業費	72,887,400
商工費	92,773,122
土木費	156,432,005
消防費	76,306,936
教育費	130,188,796
災害復旧費	0
公債費	172,202,569
諸支出金	3,000,050
予備費	0
歳出合計	1,646,647,747

主な歳出

新庁舎管理費	1,456万円
地域おこし協力隊費	6,688万円
デジタル田園都市国家構想交付金事業	1億5,170万円
地方創生臨時交付金事業	1,402万円
社会福祉協議会事業費	2,966万円
介護保険繰入金	1,935万円
障害者自立支援給付事業費	2,790万円
簡易水道事業繰入金	3,050万円
温泉事業繰入金	4,740万円
下水道事業繰入金	1億1,300万円
公営住宅管理費	1,021万円
常備消防運営事業費	5,312万円
起債元利償還	1億7,220万円

計の決算書に記載されている金額に多くの誤りがあったため、各担当者は出納整理期間中等に、台帳や会計帳簿との整合性を確認し誤りがないか精査すること。

■歳出

●総務費

地域おこし協力隊事務所については、今年度も全室の使用実績がないため、協力隊のみの使用に限定するのではなく、集落支援員や大人の山村留学等、村の関係者が幅広く利用できるよう、明確なルールを定め、管理体制を構築するよう努めること。

特別会計歳入歳出について

●国民健康保険特別会計事業勘定

国保税の未納額が現年度分の合計159万8,400円、滞納繰越分の合計105万9,700円で、例年に比べ滞納額が著しく増加している。担当課長からは今後の明確な改善策を確認できたが、前文で述べた「会計全体についての指摘事項」で指摘した内容も併せて早急を実施すること。

●教育奨励資金特別会計

担当者の努力により未納額が解消したことを確認した。今後は、この制度の認知度が低いため、保護者への広報にも力を入れてもらいたい。

●水源の里保健休養施設事業特別会計

ここ数年、利用客が減少している原因として、PR活動が不足していると考える。今後は集客の向上を図るための、幅広い広報の実施と、隣の施設を研究し管理運営に取り組むよう求める。

●温泉事業特別会計

利用客が増加傾向にあり喜ばしく思うが、さらなる経営努力を求める。

●簡易水道事業会計

決算書の未収金との整合性等について、監査委員会からの指摘のとおり、精査することが出来ない状態にあるため、村当局においては調査委員会を設置し、原因究明の実施及び報告書を議会に提出すること。

水道メーターについて、公平性の観点から、正常な徴収業務が実施できるよう順次調査の上、水道メーターの設置及び修繕を計画的に実施すること。

監査委員より指摘のあった水道使用料の台帳整備並びに、令和6年度より導入された、公営企業会計の財務諸表は不慣れな点は認めるも、決算書の内容について明確な説明が得られなかったため、再度説明を果たすこと。

●下水道事業会計

決算書の未収金との整合性等については、簡易水道事業会計と同様の指摘をする。

監査委員より指摘のあった下水道使用料の台帳整備並びに、令和6年度より導入された、公営企業会計の財務諸表は不慣れな点は認めるも、決算書の内容について明確な説明が得られなかったため、再度説明を果たすこと。

○令和6年度決算における基金運用状況審査結果

最終基金の取り崩しは合計1億3,401万8千円で、年々増加している。今後は全会計の各種事業を確認・精査した上、歳出の抑制に努めてもらいたい。特に古くから継続されている村単独事業を中心に庁内で見直しを検討し、出来る限り無駄な出費を抑えることを望む。

以上の指摘事項を鑑み、議案第43号の令和6年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から議案第51号の令和6年度丹波山村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定の9会計は決算が適正に処理されていることを全会一致で確認した。

以上を述べた内容のとおり、現時点での決算書の未収金との整合性について精査することが出来ない状態にあり、今後早急に原因究明を求める理由から不認定に相当すると判断した。

丹波山村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和7年9月12日
丹波山村決算審査特別委員会
委員長 広瀬 直照

令和6年度 特別会計決算概要

(単位：円)

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業勘定	108,829,318	106,881,453
国民健康保険直診勘定	66,706,572	65,877,800
教育奨励資金	4,309,870	300,000
水源の里保健休養施設事業	20,221,189	20,097,534
有線テレビ放送施設事業	18,078,123	17,639,998
介護保険	108,090,854	86,679,514
温泉事業	47,687,397	47,589,902
介護サービス事業	886,832	0
後期高齢者医療	11,351,698	10,902,037
合計	386,161,853	355,968,238

9月 一般質問

守屋旭議員

守屋旭

「議会の会議録画放映の中止と情報公開の代替手段について」

令和6年6月定例会を最後に、議会の会議録画のCATV放映が、機器の故障等を理由に中止されています。この事態は、村民が行政活動を理解する機会を著しく損なうものであり、議会の透明性や説明責任の観点からも重大な課題であると認識しています。

これまでCATV放映は、議会に足を運ぶことが難しい高齢者や子育て世代を含む多くの村民にとって、村政の議論を知る貴重な手段でした。

議会は、村民の負託を受けた村長および議員が、条例の制定や予算の決定など、村政の根幹に関わる重要な議論を行う場です。その議論の内容及び意思決定のプロセスを村民が直接確認できる手段が失われている現

議会の会議録画放映の中止と情報公開の代替手段について

デジタル化に対応できない村民に向けた紙媒体による充実した情報公開の在り方について

状は、住民の「知る権利」を阻害し、行政への信頼を損なう要因に繋がります。つきましては、以下の4点について伺います。

応えていくお考えか、今後の情報公開の方針やスケジュールについて伺います。

は、地域の実情に即した重要な施策であると認識しております。つきましては、以下の4点について伺います。

1. CATVによる議会録画放映が中止されている現状について、どのような見識をお持ちか。

「デジタル化に対応できない村民に向けた紙媒体による充実した情報公開の在り方について」

1. 村民の情報取得手段として紙媒体（広報紙、回覧板、掲示板等）を主な情報源とする現状と課題、利用実態の現状把握について伺います。

2. 議会録画放映が中止された件について、自主放送施設としての要件を満たせない理由や機器の故障の具体的内容、修繕や更新に向けた検討状況、予算措置の有無について、現時点での対応状況を伺います。

近年、行政情報の公開や住民への周知において、ウェブサイトやSNSなどのデジタル手段の活用が進んでいます。こうした取り組みは、迅速かつ広範な情報発信を可能にする一方で、インターネット環境や機器の操作に不慣れた村民にとっては、情報へのアクセスが困難となる事例も見受けられます。

2. 村民によるスマートフォンやタブレット等のデジタル機器の利用状況について、保有率や操作支援の講座・相談窓口の有無、民生委員等による支援体制の整備状況を踏まえ、現状と今後の支援の方向性を伺います。

3. CATV放映に代わる情報提供手段として、以下のような方法の導入の可能性について、検討状況を伺います。

このような状況は、住民の「知る権利」の保障や行政の透明性の確保という観点からも、看過できない課題であると考えます。丹波山村においても、高齢者を中心とした情報収集弱者への配慮が求められており、紙媒体による情報提供の継続と充実

3. 紙媒体による情報公開の現状と課題について、広報紙や議会だよりの発行頻度・内容、回覧板や掲示板の活用状況、情報の届き方に関する行政としての認識を伺います。

4. 議会の議論内容や意思決定のプロセスを住民が把握する機会が失われている現状に対し、行政としてどのように住民の「知る権利」に

4. 情報収集弱者への紙媒体による情報提供の必要性和充実策について、議会ダイジェストや施策要点、監

査報告等の「情報便り」化、郵送による個別配布、地域支援体制の構築、紙とデジタルの併用による情報格差の是正などを踏まえ、今後の具体的な取り組み方針を伺います。

村長 まず、「議会の会議録画放映の中止と情報公開の代替手段について」の質問にお答えします。

1. C A T Vによる会議録画放映が中止されている現状について、どのような見識をお持ちか。

村政を行う責任者として住民の皆様にはガラス張りの村政、いわゆる透明性を進めていくことが基本で、当たり前のことだと考えていますが、私がこれまで役場に勤めてきた経験上言うのは簡単ですが、なかなか実行できていなかったことを実感しています。村長という立場にあつて、透明性を軸に進めている中で、議会放映を始めとする活動を伝えられないということは、私自身本意に感じていません。議員の皆さんも、議会活動を知っていたりするために、同様だと思われれます。

2. 議会録画放映が中止された件について、自主放送施設としての要件を満たせない理由や機器の故障の

具体的内容、修繕や更新に向けた検討状況、予算措置の有無について、現時点での対応状況を伺います。

現在の役場庁舎の施設では、更新申請をしても、国から許可が下りないことが現実です。更新しようとするには新しく機材を備え、専用の部屋に設置しなければならず、庁舎建設時の資産でも部屋を含めた資産だと2億円以上の事業費となり、補助金を使えたとしても50%までなので費用対効果を考えると存続は難しいものでした。この件につきましては当時、庁舎建設に関わる議員の皆様にも説明し理解していただいていると聞いています。現状では機械設備には2,000万円以上かかり、その他施設の増築など相当な予算が必要となるため、C A T Vの再構築は考えていません。

3. C A T V放映に代わる情報提供手段として、以下のような方法の導入の可能性について、検討状況を伺います。

インターネット配信については、前向きに進めていくつもりです。ホームページの公開やYouTubeによる公開を私自身は望んでいます。ただここで懸念され

る課題は、極端に言えば世界中に公開され、一度、上げればコピーされ拡散され、消すこともできないということだと思います。私は村長という立場なので、言ったことや、言動、行動全てに責任を取らなければいけないという前提で言います。既にYouTubeを主として多くの媒体において村長の立場で発言していますので、それ相応の覚悟はして発言しています。余談になりますが、過日全国ネットのテレビ番組に出演した際、私の何でもないと思っている一言がSNSで批判される意見もありました。

ですので、議員の皆様や現場職員もそれ相応の覚悟と言葉などの知識を持つて発言をしていくことをお勧めします。失言を回避するために編集すればいいとなると、1番議員が懸念されています。議会の透明性が失われる可能性もありますし、議会だより等に時間を取られている現状では、まず人的技術的な課題、そこを補う財政的課題が大きいのしかかかってくると思います。現状ではインターネット配信は編集なしの放映しかないと考えています。録画映像のDVD等による貸し出しは、基本的に現状のままがいいと思いますが、需

要が増えてくれば速やかに対応できる体制を取れば問題ないと考えています。議事録の速報版の公開は、人的技術的に課題があります。まず現状では議事録を録音から文字に落とすまでの時間が短縮できない上、構成等を進め完成するまでに一定の時間がかかりますので、その辺が一番のネックになるのは現状の議会だよりの作成方法だと考えています。議事録を完成させながら、議会だよりもそれと同様な文章量で作成するためには2倍の手間と時間がかかり、3月の議会が終わった頃に、昨年6月の議会だよりも村民に届くというような事態が起きています。このことについては住民の皆様にはお詫びを申し上げます。その後、追いつけるよう担当者等が頑張っていますが、容量が多すぎて、事務もはかどらない状況です。ここで議員の皆様にお願ひがあります。全国の市町村議会で作成している議会

広報は、議員の中から担当者を選び作成しています。さらに、議事録を全てでなく、要点をわかりやすく伝えるものが主流になっています。例えばそれ以上詳細を知りたい方が、DVDの貸与ができれば、議事録を見られる体制をとれ

ば十分に伝わると思いますが、住民に早く内容を知っていただくためにも、今議会終了後からでもお考えいただきたいと思えます。特に一般質問の内容を見る限りでは、議会の透明性、知る権利といった経緯から、議員の皆様が率先してやってもらえればありがたいと思えます。

4. 議会の議論内容や意思決定のプロセスを住民が把握する機会が失われている現状に対し、行政としてどのように住民の「知る権利」に応えていくお考えか、今後の情報公開の方針やスケジュールについて伺います。

インターネット等による放映は準備ができればすぐに公開したい考えです。また住民全員に間違いなく行き渡る議会広報は、住民の知る権利にいち早く応えるために、今後の議会の皆様の活動に期待するとともに、広報誌等の充実を図っていききたいと考えています。

守屋旭 議会の透明性を確保していくための、今後の実行方法等伺います。

村長 今の議会だよりの方法で発行すれば間違いなく皆様に届いていると思うため、実行はしています。た

だし、例えば議会だよりの掲載内容が大きいと、読んでいる間に混乱する場合等もあるので、今後は本当に重要なことを皆様に知ってもらったり方を、インターネットやホームページを併用しながら、紙媒体で伝えていきたいと考えています。

守屋旭 是非、我々も一緒に実施していく考えですので、そのような方向で進めていければと思います。

議会のインターネット配信について、事業費を12月議会ですら措置が可能かを伺います。

村長 方向性が決まれば、出来るだけ低い限られた予算の中での予算措置を考えています。配信の仕方は、全体の模様とか、一般質問のみとか様々な方法がありますので、出来るだけ費用を掛けないで、公表できることがありがたいです。

守屋旭 私も議会を皆様に知ってもらう権利という部分で、透明性の観点から議会放映は必要と考えます。その中で、議会放映に係る経費を調べました。YouTubeへのアップロード、議会が7日間と想定してYouTubeへのアップロードまでの費用を2社から調べたところ、

1社目は概ね年間70万円前後、2社目は概ね年間120万円前後の費用が掛かります。自主放送を修繕すると2000万円以上との話でしたから、この予算感を考えれば安価で来ます。この見積もりの中には、撮影からアップロードまで全てを外注したパターンがこの金額になる上、配信まで1週間程度で出来る話も先方から伺っています。

そのような話を聞いた中で、村長はどのように思うのかを伺います。

村長 新たなCATV施設の開設費用等を考えれば、皆様の理解さえ良ければ気にならないです。これまで一番気になったことが、人的部分で、役場職員が全てを対応すると広報が1年後に出てしまう恐れがあるため、そのようなスピード感で、撮影から配信まで全てをこの経費で出来るのであれば、行いたいとは考えました。

守屋旭 村長の答弁ありがたいことですが、是非本心に考えていただきたいです。

例えば議会だよりに関しては言えませんが、令和6年9月と12月が最新のもの、令和7年5月頃には上がっていることが正常ではない中で、懸念とし

て担当者が1人で様々な業務を行っていることかと思えます。議会だよりは、やはり議員の力も必要と私自身も思いますし、スピード感を持って出来るのであれば、我々も勉強しながら同じ方向で進んでいく必要があると思っています。そこで、住民の知る権利の中で公表が遅くなっていることについての村長の見解を伺いたいので、我々議員も議会だよりの作成するプロではないので、事務局との業務に負荷がかららないように、違うサポートをつけるようなお考えをお持ちかを伺います。

村長 議会だよりが遅れているのは、申し訳ない気持ちですが本音です。まず要点を伝えることが必要で、その要点のまとめは、議員さんの思いが入らないとまとまらないため、議員の皆様の方が必要だと思えます。作成するのは今、役場職員が行っていて、役場職員も人員不足で様々な部署で問題が起きている上、募集してもなかなか応募がない状況です。この状況を考えますと役場職員1人を補充するならば、相応の費用で委託できて、議員の皆様が、数名関わってスピーディーに作成出来るならば、村民にとっても親切とは考えます。

守屋旭 You Tube のアップや議事録に関しては、精査も含めて外注して、しっかり議会でも考える必要性があるかと私は思っています。村長の明確なお答えを伺います。

村長 1人雇用することは、相応の人件費が発生します。でもその人件費で、申し上げた内容が出来るなら、外注した方が早いケースもありますので、前向きに考えていきたいです。事業実施の際は議員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

守屋旭 議会動画配信に関する協議と、この内容に係る外注する経費等予算計上の協議等を議会に付託し、早急な議論が出来るよう議長にお願ひ申し上げ、「議会の会議録画放映の中止と情報公開の代替手段について」の質問を終わります。

議長 守屋旭議員から申し出がありました。議会への付託の件、後に皆さんへのお諮りを考えていますので、ご承知ください。

村長 次に「デジタル化に対応できない村民に向けた紙媒体による充実した情報公開の在り方について」お答えします。

1. 村民の情報取得手段として紙媒体（広報誌、回覧板、掲示板等）を主な情報源とする現状と課題、利用実態の現状把握について伺います。

月2回紙媒体による全戸配布を徹底しています。利用実態の現状把握については、全ての家庭に配布しているのが問題ないと考えています。また、課題はここ数年、配布量が多く、区長会議等でも回数や数量を減らしてもらいたい要望の意見も出ています。どうしても紙媒体でしか伝えられないものや時代的なものもあるので、その点はご理解の上、協力していただいている状況です。

2. 村民によるスマートフォンやタブレット等のデジタル機器の利用状況について、保有率や操作支援の講座・相談窓口の有無、民生委員等による支援体制の整備状況を踏まえ、現状と今後の支援の方向性を具体的に伺います。

スマートフォンなどのデジタル機器の保有率は現状把握できていません。相談窓口については、個人的に役場へ相談に来る方がいますが、対応できる職員が応じています。また現在、副業型地域活性化起業者の榊原さんが定期的にスマートフォン教室を開催して、先

日も昼、夜の部と数名参加していただきますので、相応の実績はあると思いますし、集落支援員とともに今後の支援策を検討しながら進めていきます。

3. 紙媒体による情報公開の現状と課題について、広報誌や議会だよりの発行頻度・内容、回覧板や掲示板の活用状況、情報の届き方に関する行政としての認識を具体的に伺います。

広報誌は年4回発行しています。発行頻度が少なく、理想は毎月発行できることが望ましいと考えています。また、議会だよりの発行日がかなり遅れる事案が問題と理解しています。広報誌は1回の発行内容が3ヶ月分なので内容はあっても情報量が少なく、議会だよりは内容や情報量が多すぎて、大切なことが伝わらないと危惧しています。人的、財政的課題がこの状況を引き起こしていることもありますが、知らせる義務がある私達が早く簡潔に要点を伝えることが必要だと考えています。

4. 情報収集弱者への紙媒体による情報提供の必要性と充実策について、議会ダイジェストや施策要点、監査報告等の「情報便り」化、郵送による個別配布、地域支援体制の

構築、紙とデジタルの併用による情報格差の是正などを踏まえ、今後の具体的な取り組み方針を伺います。

まず、情報収集弱者という質問が来ていることに対し、情報発信は素早く分かりやすくが基本だと思います。議会だよりは、一字一句全て並べて発行するこれまでの発行の方法を変え、必要なことを簡潔にまとめて発行する、ダイジェスト版、要約版という形の方が読者側には親切です。広報誌は施策要点などを分かりやすく盛り込む必要があります。監査報告等は、それぞれの委員会が議会同様要約版を作成するのが良いと考えています。また、郵送による戸別配布については、財政上の観点も踏まえながら現状では考えていません。完璧なデジタル化への移行は難しいので、紙媒体の情報発信は当面の間、必要だと考えています。その一方、現在の20代以下の若者は、テレビを部屋に置かない人が増えてきていますので、逆にテレビでだけで伝わらない時代も訪れます。全ての世代を見据えながら今後の方策を考えていきます。

守屋旭 紙媒体による全戸配布は、

現時点問題ないと答弁した理由を伺います。

村長 配布側の資料はそれなりに送っています。あとは、読者側が読んでくれるか否かは分からないため、その辺を踏まえて当村としては配布していることが回答の理由になります。

守屋旭 村の掲示板で告示等している内容は、おそらく広報誌や回覧板では載せていないと思っています。やはり住民の知る権利を考えると、高齢者や足の悪い方、乗用車が無い方は、掲示板の情報は全く入りません。役場に問い合わせれば、印刷はしてくれると思いますが、そのような方もいないと考えた時に、掲示板等閲覧できない方に対しての考えを伺います。

村長 掲示板のあり方を、まず考えていただいて、掲示板に告示等するものは、議案や条例等分厚く読みにくいものなので、広報等には分かりやすく要約し縮小することが必要だと思います。ですので、広報誌等は委託すれば、早く毎月出せるかもしれないので、皆様の知る側には良いと思います。

守屋旭 掲示板だと読みにくそうな内容が多いですが、私はそのような情報も村民に知る権利があると思います。また、行政の透明性の観点から、掲示板だけでは情報を与えきれないため、例えば監査報告等にしても、広報や監査だよりに要点をまとめ載せるべきだと思いますけど、監査報告含め、様々な情報を、今後どのような形で発信していく考えですか。

村長 例えば監査報告の内容に関しては、監査委員でしか知り得ない個人情報等は載せることが出来ないため、監査委員が要点をまとめた内容を、監査委員の広報誌で載せれば目に入ると思います。また、執行部と協議しながらCATVが無い分、広報関係をどう充実させるかの検討をしながら、前向きに検討したいと考えています。

守屋旭 広報誌を年4回から毎月にする前向きな検討もいただけましたし、村長が掲げている誰1人取り残さない政策もあります。その中で、行政の透明性を出すためには、どのような工夫が必要かと、村の各部署や、各種委員会にもそのような話をしていたことは可能か伺います。

村長 今この話を聞いている各課長が、相応の覚悟を持ってやってくれると思います。ただ、私が申し上げたのは理想なので、議会だよりのように内容を縮小することはすぐ出来ると思いますが、広報誌のように年4回から毎月にすることは、それ相応の人と時間が必要になるので、その辺はあくまでも思惑ですのでお願いします。

守屋旭 総務課長からも課のトップとしての考えを伺います。

総務課長 広報誌は毎月発行している市町村が多いです。当村は年に4回ですが、決して手を抜いて4回ということではなく、一生懸命やっての4回ということをご理解の上、それが5回、6回の発行が出来るようになれば行いたいと思います。また様々な情報等は、年に4回発行の広報誌を利用しながら、各課と共有しながら、間に合う記事であれば、掲載の有無の検討を今後していきたいと思えます。

守屋旭 広報誌の発行を年4回から5回、6回と少しずつ見直し、最終的には毎月出せるような方向でお願いし、各種委員会とも共有してください。

さい。

続いて、2. 村民によるスマートフォンやタブレット等のデジタル機器の利用状況についての再質問で、スマートフォン等の保有率は把握できていない中で、今後、利用状況を把握してもらいたいので、その辺の考えを伺いたいのと、今開催しているスマホ教室は年何回の実施を予定しているかを伺います。

村長 スマートフォン等の保有率等は、何かの機会での実施は考えていますので、担当課長と話します。インターネットが全世帯繋がれば、紙媒体の減少にも繋がるので理想です。また、先日スマートフォン教室を1日2回実施し、次回は9月19日に2回実施を予定しているため今年度は4回目になります。今までは昼、夜の部合わせて6回の実施及び予定しています。

守屋旭 一番の理想は村民全員がタブレットを使えることですが、高齢者の方等使用が難しい中でのスマホ教室の実施かと思えます。今まで開催したスマホ教室で高齢者の参加人数を伺います。

地域創造課長 高齢者の参加人数は

確認すれば分かりますが、現在把握していません。

議長 地域創造課長が担当課長として出席した時の、目で見た感覚の人数はお答えできますか。

地域創造課長 私が1、2回出席した中では、概ね2、3名とか数名の参加者で、ほとんどの方が高齢者でした。

守屋旭 参加者が2、3名は少ないですが、民生委員さん等からこの教室への参加の促しをすれば、1人暮らしの高齢者の見守りにも繋がると思います。その辺いかがですか。

村長 民生委員さんは、民生委員の業務で様々な相談を受けるかもしれないし、集落支援員が村内を回ったり、送迎をしている上、当初は様々な相談には乗っていたので、今後その辺は検討し強化していきたいと思っています。

守屋旭 続いて、3. 紙媒体による情報公開の現状と課題について再質問します。今後、特に高齢者や情報弱者への周知をどのように改善していけば良いか伺います。

村長 必要な情報を早くわかりやすく届けることが一番の目的です。広報誌を毎月発行することは、私の考えで理想ですが、毎月広報が届けば、今以上に興味を持って読んでくれると思いますので、まずはそこを目指していきたいと思っています。

守屋旭 役場の行政の透明性、住民の知る権利を大事に、村長が掲げる、誰一人取り残さない政策の中に組み入れて、理想を追い求めていただければと思います。

続いて、4. 情報収集弱者への紙媒体による情報提供の必要性和充実策について再質問します。先ほど監査報告は各課が作るような話をしたと思いますが、そこは間違いがないか伺います。

村長 例えば監査委員の監査報告は、監査だよりのような広報誌を、各課ではなく、監査委員の方が関わって載せるべき所を決めて発行すればと思います。私がこの質問で言いたかったのが、知る権利はありますが、議会だよりは全部読むとなると、知る側が読まないと思います。それより簡潔に、要点だけまとめて発行していただきたいです。全てを見たい方は、情報公開条例がありますので、

村役場に来て見てもらえればと思います。

守屋旭 監査を担当している身分ですが、監査だよりも内容を噛み砕いて要点をまとめてお知らせすることが良いと思っています。また、全戸配布の回数や数量を減らしてもらいたい要望がある中で、監査だより、議会だより等出した時に全てを全戸配布できるか伺います。

村長 全戸配布が前提で考えています。

守屋旭 知る権利という部分で、全戸配布に向けての実施をお願いするとともに、私達議員も実施していく必要があると思っています。

行政の透明化、YouTubeでの動画配信、紙媒体での高齢者等情報弱者と言われる方々の対応も含めて、申し上げたことを取り組んでいただきたいと思いますが、最後村長の意気込みと考えを明確にお答え願います。

村長 知る権利は当然のことで、私達が知らせる義務は、早く、正確に、分かりやすくになっています。今デジタル時代で、時代に逆行し、紙媒

体の仕組みが変わるかもしれませんが、今いる方々のためにも素早く正確に分かりやすく伝えていく思いです。

守屋旭 村長の意見に私も賛同しますので、様々なことを共有し、理想に向けて一緒に実施していただければと思います。最後に我々議員も議会だよりのことは、議会で一度議論していただきたいと思っています。

議長 守屋旭議員から、YouTubeによる議会会議記録放映及び、議会だよりの編集等について、議会運営委員会への付託の申し出がありました。これを許可し、議会運営委員会に付託しますので、議会運営委員長には継続調査にて対応するよう要請いたします。

丹波山村一般会計補正予算 (第6回)等合計8案件を可決!



令和7年 12月定例会

12月定例議会は12月5日に開会し、同日閉会しました。審議した案件は報告1件、条例等2件、補正予算4件、人事1件の合計8件が提出され、原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。

■丹波山村課設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
組織機構体制の見直し実施に伴う条例改正です。
質疑応答ありません。

■丹波山村職員給与と条例の一部を改正する条例について
令和7年度人事院勧告に基づく給与と条例の一部改正です。
質疑応答ありません。

■丹波山村議会委員会条例の一部を改正する条例について
議会運営委員会の委員の定数を3人から5人に改めるための条例改正です。
質疑応答ありません。

■議会運営委員会委員欠員補充の選任
丹波山村議会委員会条例の一部を改正する条例の可決に伴い、議会運営委員会の委員に2名の欠員が生じたため、広瀬直照議員、白木昭一議員を欠員補充し選任しました。

■令和7年度丹波山村一般会計補正予算(第6回)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,696万8千円を追加し、総額を20億2,280万5千円とするものです。

質疑応答

酒井隆幸 丹波山村のウイスキーを使用したハイボール缶の製造委託事業について、完成の目的を伺います。

村長 現在、試飲等行い商品化に向けて研究しており、令和8年3月頃を目途に完成を予定しています。

酒井隆幸 販売価格と主な販売先等今後の戦略等ありません。伺います。

村長 原価は把握しています。販売価格は決まっています。今後皆様に公表します。販売先は道の駅、村内の商店、ふるさと納税返礼品等考えていて村外に卸すこと

は、現在は考えていませんが、今後様子を見ながら展開を進めていきます。

守屋旭 中間サーバープラットフォーム関連業務委託とガバメントクラウド利用料の事業内容を伺います。

総務課長 中間サーバープラットフォームは、マイナンバーや住民基本台帳ネットワーク等市区町村の情報システムに関する事務を地方公共団体情報システム機構で管理している中間サーバーで、国と市区町村との連携が可能な情報のやり取りをすることが可能で、国や地

方公共団体等が行政システムを、インターネットを通じてクラウドサービスで共同利用できるようにしたものです。この情報システムを当村でも導入しており、現在、国で全ての市区町村と共通化、標準化する整備をするため、通信費用、管理業務等の必要経費を予算計上しました。

守屋旭 このシステムを入れることにより、例えばマイナンバー等の情報が今までより早く情報交換されるような認識でよろしいですか。
総務課長 今までも様々な情報の共通化をしていましたが、今後は、システム自体を全国の市町村と同じ内容で整

一般会計補正予算第6回の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
国庫支出金	5,200	障害者自立支援給付費国庫負担金 3,000 子ども子育て支援事業費補助金 2,200
県支出金	2,480	障害者自立支援給付費県負担金 1,500
繰入金	△3,296	財政調整基金
繰越金	28,729	繰越金
諸収入	3,655	水源林立木処分に関する交付金 他
村債	200	村の借入金
計	36,968	

主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
議会費	1,035	議会動画配信業務委託 935
総務費	12,264	人件費 5,199 中間サーバープラットフォーム関連業務委託 他 1,672 ガバメントクラウド(AWS)利用料 他 1,954 移住支援金返還分 2,250
民生費	16,860	人件費 △3,639 国民健康保険特別会計(事業勘定)繰出金 2,572 介護保険特別会計繰出金 4,327 後期高齢者医療特別会計繰出金 2,200 障害福祉サービス費(障害介護給付費) 6,000 高齢者生活福祉センター修繕費 3,740
衛生費	3,183	人件費 1,637 パッカー車修繕費 1,500
農林水産業費	400	人件費
土木費	3,687	人件費
消防費	32	消防施設通信運搬費
教育費	△2,493	人件費 △3,302 学校給食センター賄材料費 809
諸支出金	2,000	丹波山村就学就労応援基金積立金
計	36,968	

備するので、スムーズに行くための整備となります。
守屋旭 このシステムの開始予定時期を伺います。
総務課長 国の方針では、令和7年度中の整備完了とされているため、当村でも同時期に整備が完了できるよう努力しています。

酒井隆幸 パッカー車修繕費について、9月議会で500万円、12月議会で150万円、合計650万円の高額な修繕費の予算計上ですが、現在のパッカー車の状態と、最近故障が目立つが、現在のどのぐらいの使用年数になるのかを伺います。

住民生活課長 現在、購入してから約13年年数が経過し、買い替えの時期が来ていますので、令和8年度以降に向けて購入等の検討を計画していきます。
酒井隆幸 現在の修繕状況を伺います。
住民生活課長 修理から戻り従来通り使用しています。

酒井隆幸 令和8年度以降の購入等の検討に向けて、調べていましたら概ねの納車期間と予定金額等伺います。
住民生活課長 調べていないため明確な説明は出来ませんが、納車期間は約2年、予定金額は1500万円から2000万円を見込んでいます。

今後正確に調べた上で検討していきます。

酒井隆幸 パッカー車購入の際、起債等の活用はできるか伺います。

住民生活課長 おそらく過疎債等起債の対象になると考えています。

酒井隆幸 令和12年度からゴミ処理場が西桂町に移転を予定しており運搬距離も遠くなります。現在のパッカー車は13年も使用していて、いつ故障するか分からないので、購入やリース等早急な検討をお願いいたします。

住民生活課長 購入等に向けて随時検討していきます。

■令和7年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万2千円を追加し、総額を1億3,681万6千円とするものです。
事業勘定は人件費及び国保事業納付金等の補正です。

質疑応答

広瀬直照 被保険者保険を含め従来の健康保険証は、有効期限を迎え原則廃止され、マイナ保険証に移行されましたが、マイナ保険証をお持ちでない方の対処方法等伺います。

住民生活課長 健康保険証をマイナンバーカードへ紐付けている方は、マイナンバーカードでマイナ保険証として医療機関等で使用できます。ただしマイナンバーカードを健康保険証と紐付していない方で、7月時点当村で国民健康保険と後期高齢者の資格をお持ちの方全員に、現在、資格確認書を配布しています。
議長 住民の方々が非常に危惧されていると思うので、広報活動もしっかり行って不安がないよう周知徹底してください。

広瀬直照 資格確認書を医療機関等で提示すれば、今までの健康保険証等の代わりになる認識でよろしいか伺います。
住民生活課長 資格確認書を医療機関等で提示すれば、医療機関等への受診が可能となっております。

■令和7年度丹波山村介護保険特別会計補正予算（第2回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,237万4千円を追加し、総額を1億827万8千円とするものです。
人件費及び居宅介護サービス給付費、高額介護サービス費等の補正です。
質疑応答ありません。

■令和7年度丹波山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、総額を1,755万円とするものです。
子ども子育て支援金制度対応のためのシステム改修費の補正です。

質疑応答

酒井隆幸 地域子ども子育て支援事業はことも家庭庁が作った制度で、市町村が地域の実情に応じて子ども子育て支援事業計画に沿って実施する事業と認識しています。今回のシステム改修の改修内容と、後期高齢者医療特別会計で、なぜこのシステム改修が行われるのかを伺います。
住民生活課長 今回のシステムの改修の内容は、令和8年度の4月から運用が開始される子ども子育て支援金制度に、当村使用のシステムに対応するためのシステム改修です。後期高齢者医療保険料から子ども子育て支援金を医療保険料に上乗せして徴収する仕組みです。

酒井隆幸 後期高齢者医療保険料の子ども子育て支援金上乗せ分の金額を伺います。
住民生活課長 正確には把握していませんが、おそらく所得等の状況で金額が変わると思いますが、300円前後上乗せされる想定です。

酒井隆幸 今回、後期高齢者

医療制度のシステム改修で後期高齢者医療保険料に併せての徴収となりますが、後期高齢者の資格だけでなく、全世帯を対象に支援金が徴収されるのか伺います。

住民生活課長 後期高齢者の資格者だけでなく、国民健康保険、協会けんぽ、共済等そのような被用者保険等からも全世帯徴収される仕組みです。

■人権擁護委員の推薦

廣瀬浩蔵さんが承認されました。任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、3月11日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211